

組合だより

【 第294号 平成30年12月 日本羊腸輸入組合 】

理事会

○11月の理事会開催はありませんでした。

事務局

- 11月13日に経済産業省農水産室及び農林水産国際衛生対策室を訪問し、来年3月の中国肉類協会天然腸衣衣分会との合同会議、中国の加工保管施設の追加指定要請、外国人労働者受け入れ等について、意見交換を行いました。
- 11月20日に日本貿易会ゼミナール「米国中間選挙の評価とその後」に参加しました。
- 11月21日に2019年カレンダー（無償配布分）を送付しました。
- 11月27日に賦課金未納者に対する法的措置について顧問弁護士と打ち合わせを行いました。対応方針については省略させていただきます。
- 11月29日に開催されました「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案の説明会に参加しました。当業会関連ポイントは別掲しております。

統計

*統計の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

【財務省貿易統計】

平成30年10月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

- ・総輸入量 270.7t(前月比△108.1t、△28.5%/前年同月比△34.5t、△11.3%)
- ・中国原産 192.4t(" △30.5t、△13.7%/ " △45.5t、△19.1%)
- ・豪州原産 44.8t(" △49.8t、△52.6%/ " +19.2t、+74.8%)
- ・NZ原産 29.6t(" △27.9t、△48.6%/ " △6.0t、△16.8%)

【組合報告統計】

平成30年10月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

- ・報告数量 合計： 605,475ハクス (前年同月比： 68.9%)
- 羊腸： 584,095ハクス (" : 67.7%)
- 豚腸： 21,380ハクス (" : 130.3%)

【ソーセージ生産量 (出典：日本ハム・ソーセージ工業協同組合)】

平成30年9月のソーセージ生産量は、次のとおりです。

- ・ソーセージ類合計生産量 : 26,053.2トン(前年同月比： 97.2%)
- ・ウィンナーソーセージ : 19,934.7トン(" : 97.3%)
- ・フランクフルトソーセージ : 2,808.7トン(" : 99.1%)

HP更新内容 (統計関係を除く)

- 中国のケーシング施設リストの更新について

参考情報

【INSCAからの家畜伝染病発生通知 (日付はOIEへの報告日)】

- 11月 2日 ルーマニア アフリカ豚コレラの発生
- 11月 5日 中国 アフリカ豚コレラの発生
- 11月 5日 ルーマニア アフリカ豚コレラの発生
- 11月 6日 ウクライナ アフリカ豚コレラの発生
- 11月 8日 中国 アフリカ豚コレラの発生
- 11月 9日 中国 アフリカ豚コレラの発生
- 11月24日 中国 アフリカ豚コレラの発生

【INSCA ISWGのASF関連プロジェクト】

INSCA ISWG は、アフリカ豚コレラ発生の拡大と米国による中国由来の豚腸の輸入禁止に対応するため、ASFウイルスの不活性化研究の再検証試験を11月から実施しています。INSCA理事会は、この研究に対して財政支援を行うため全会員に一律2000ドル(2019/2020年の分割負担)を求めることを決定し、当組合に対しても支援要請がありました。当組合としてもASFの防疫対策としての本件プロジェクトに賛同し協力することとしております。

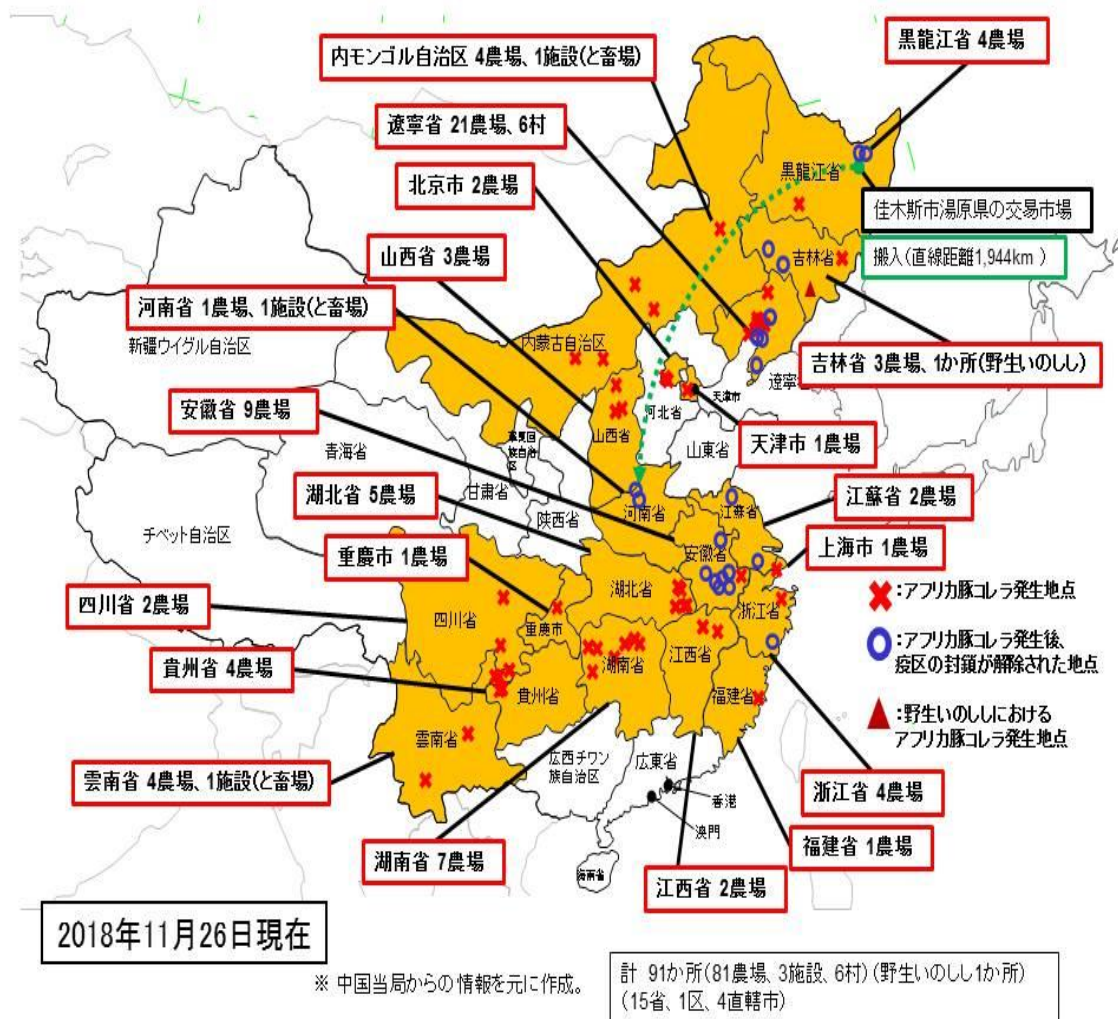
なお、研究成果は来年3月までに取りまとめ、6月末までに公表する予定となっております。

【中国におけるアフリカ豚コレラの発生関連情報】

中国でのASFの発生報告は56報に上っています。動物検疫所としては、中国国内における続発、中国からの携帯品による豚肉製品からのアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子検出等を踏まえ、水際検疫の強化対象地域を中国全土として、主に旅客携帯品検査、携帯品モニタリング検査、国際郵便物の検査等を実施していくとのことです。

天然ケーシングを含む畜産物検査手続きについて、現時点で新たな変更はありませんが、家畜衛生条件に規定される「日本への船積みまでの間、清潔で衛生的な容器又は包装で保管され、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染のない方法」による取扱いについて、引続き現地側への注意喚起の徹底をお願いいたします。

中国におけるアフリカ豚コレラの発生状況



【食品衛生法等の一部を改正する法律】に基づく政省令案】

本件政省令案の検討状況に関する説明会が開催されましたので、当業界に関連する検討状況ポイントをご報告します。説明会資料と質疑応答内容については、厚生労働省HPに掲載されますのでご確認ください。

①施行までのスケジュール

- ・2019年1～6月 政省令パブコメ実施→政省令公布
- ・2020年6月までに HACCP、営業許可、輸出入関係の施行

改正食品衛生法施行スケジュール

平成30年11月現在

	2018年 7～12月	2019年 1～6月	2019年 7～12月	2020年 1～6月
①広域連携	関係機関との調整 8月 パブコメ 11～12月	省令・監視指 導指針公布 → 施行 協議会開催 第1回 要領等決定		
②HACCP	業界との調整 検討会開催	WTO通報 → パブコメ →	引き続き技術検討会で手引書作成 自治体条例改正	施行 ※2021年まで 現行基準適用
③営業許可	業界との調整 検討会開催	WTO通報 → パブコメ →	自治体条例改正 システム開発	※2021年 施行
④リコール	業界・自治体 との調整 自治体向け説明会 ブロック説明会	WTO通報 → パブコメ →	自治体条例改正 システム開発	※2021年 施行
⑤輸出入	原案作成	WTO通報 → パブコメ →		施行 ※2021年まで 現行基準適用
⑥指定成分	厚労科研等 業界との調整	薬食審 食安委	パブコメ WTO通報	省令・告示公布 施行
⑦容器包装	業界との調整 検討会開催	WTO通報 → パブコメ →	政省令公布 薬食・食安委 パブコメ WTO通報	省令・告示公布 施行

②HACCP 関係

- 全ての食品等事業者が衛生管理計画を作成
- HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施する対象事業者（案）は、一の事業所において食品の製造及び加工に従事する者の総数が 50 人未満の者とする案
- HACCP の考え方を取り入れた衛生管理は業界団体が作成する手引書を参考に簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う考え

HACCPに沿った衛生管理の制度化		
【制度の概要】	全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が衛生管理計画を作成	
	<p>食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）</p> <p>コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者の規模等を考慮 ◆ と畜場【と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者】 ◆ 食鳥処理場【食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。）】 	<p>取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）</p> <p>各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模事業者（*事業所の従業員数を基準に、関係者の意見を聴き、今後、検討） ◆ 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者（例：菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等） ◆ 提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種（例：飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造等） ◆ 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種（例：包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬等）
対EU・対米国等輸出対応（HACCP+a）	<p>HACCPに基づく衛生管理（ソフトの基準）に加え、輸入国が求める施設基準や追加的な要件（微生物検査や残留動物薬モニタリングの実施等）に合致する必要がある。</p>	
<p>※ 取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）の対象であっても、希望する事業者は、段階的に、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）、さらに対EU・対米国輸出等に向けた衛生管理へとステップアップしていくことが可能。</p> <p>※ 今回の制度化において認証の取得は不要。</p>		
【国と地方自治体の対応】		
<ol style="list-style-type: none"> ① これまで地方自治体の条例に委ねられていた衛生管理の基準を法令に規定することで、地方自治体による運用を平準化 ② 地方自治体職員を対象としたHACCP指導者養成研修を実施し、食品衛生監視員の指導方法を平準化 ③ 日本発の民間認証JFS（食品安全マネジメント規格）や国際的な民間認証FSSC22000等の基準と整合化 ④ 業界団体が作成した手引書の内容を踏まえ、監視指導の内容を平準化 ⑤ 事業者が作成した衛生管理計画や記録の確認を通じて、自主的な衛生管理の取組状況を検証するなど立入検査を効率化 		

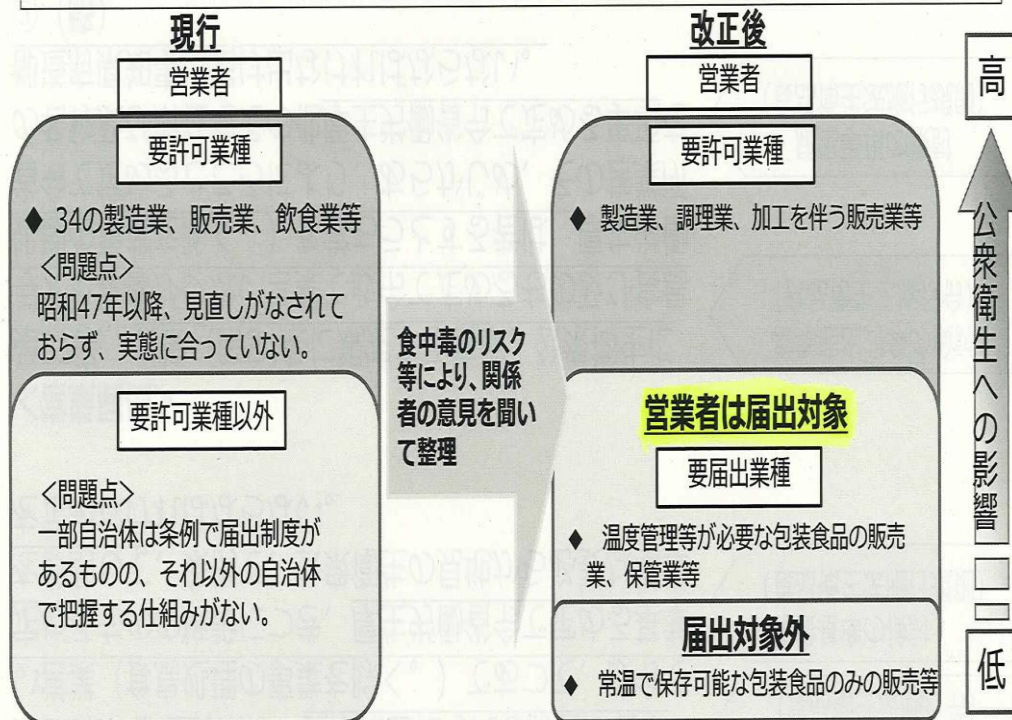
③営業許可、営業届出関係

- ・営業許可業種は現行の34業種の見直しを含み検討
- ・営業届出は許可業種以外の製造、販売等を行う業種を基本とする考え
- ・営業届出が不要な業種例として輸入業（食品そのものを直接取り扱わない営業）

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



(参考) 現行の34許可業種(政令)

- | | | | | | |
|---------------|-------------|--------------|-------------------|-----------|---------------|
| ① 飲食店営業 | ⑦ 特別牛乳搾取処理業 | ⑬ 食肉製品製造業 | ⑰ 清涼飲料水製造業 | ㉕ みそ製造業 | ㉙ めん類製造業 |
| ② 喫茶店営業 | ⑧ 乳製品製造業 | ⑭ 魚介類販売業 | ⑱ 乳酸菌飲料製造業 | ㉖ 醤油製造業 | ㉚ そうざい製造業 |
| ③ 菓子製造業 | ⑨ 集乳業 | ⑮ 魚介類せり売営業 | ㉒ 水雪製造業 | ㉗ ソース類製造業 | ㉛ 缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| ④ あん類製造業 | ⑩ 乳類販売業 | ⑯ 魚肉ねり製品製造業 | ㉓ 水雪販売業 | ㉘ 酒類製造業 | ㉜ 添加物製造業 |
| ⑤ アイスクリーム類製造業 | ⑪ 食肉処理業 | ⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業 | ㉔ 食用油脂製造業 | ㉙ 豆腐製造業 | |
| ⑥ 乳処理業 | ⑫ 食肉販売業 | ⑱ 食品の放射線照射業 | ㉚ マーガリンショートニング製造業 | ㉚ 納豆製造業 | |

④輸入食品関係

- ・肉、臓器、食肉製品、乳、乳製品について輸出国政府の衛生証明書の添付を要件（動物衛生の観点から求めている証明書の記載事項を考慮）
- ・輸出国での HACCP に基づく衛生管理が必要な食品を指定（食肉、食鳥肉を予定）し、当該措置が講じられていない場合には輸入禁止の考え

輸入食品の安全性確保

2. 衛生証明書の添付義務①:健康な獣畜由来であることの確認

（改正食品衛生法第10条第2項関係）

衛生管理によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品の輸入に当たっては、食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を要件とする。

○ 健康な獣畜の肉、臓器、食肉製品に加え、乳及び乳製品を対象とする

乳及び乳製品の範囲（食品衛生法施行規則）

→乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）に規定する乳及び乳製品の範囲内で、我が国が動物衛生の観点から既に衛生証明書を求めている品目（乳、クリーム、バターミルク、ホエイ、バター、チーズ等）を参考にして選定する。

<乳等省令における乳及び乳製品>

乳（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪乳、無脂肪牛乳、加工乳）

乳製品（クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂乳固形分3.0%以上を含むものに限る。）及び乳飲料）

乳及び乳製品の衛生証明書の記載事項

（食品衛生法施行規則）

→既存の食肉等に対する証明書や、動物衛生の観点から乳等に求めている証明書の記載事項を考慮する。

<主な記載事項の案>

1. 乳及び乳製品にあっては、その名称及びその原料の乳の種類*1*2
2. 乳の原産国*2
3. 数量及び数量*1*2
4. 荷送人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）*1*2
5. 荷受人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）*1*2
6. 乳及び乳製品については、当該製品が製造された製造所の名称及び所在地*1
7. 疾病、異常を有する又はへい死した獣畜の乳を使用していない旨（健康な獣畜の乳を使用している旨）*1*2
8. 乳及び乳製品については、当該製品の製造が、我が国と同等以上の基準に従って、衛生的に行われた旨*1
9. 乳及び乳製品については、当該製品の製造が行われた年月*1*2

*1食肉等に対する衛生証明書で同様の記載を要求している事項

*2乳等に対する動物衛生に関する証明書で要求している事項

下線は、動物衛生に関する証明書から追加で要求する事項

今後の主な予定

－ 2019年－

- 1月16日(水) 平成30年度第5回理事会
〃 平成31年賀詞交換会
- 3月13(水)
～15日(金) 中国肉類協会天然腸衣分会との合同会議
- 3月27日(水) 平成30年度第6回理事会
- 4月17日(水) 平成30年度第7回理事会
- 5月27日(月) 第56回通常総会

以上